

◎特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

(令和四年三月三十一日法律第一〇号) (衆)

一、提案理由 (令和四年三月一七日・衆議院本会議)

○平口洋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立法により五年間の時限法として制定され、以後十三度にわたり期限延長のための一部改正が行われました。

今日までの七十年間にわたる特殊土壌地帯対策事業の実施により、災害防除と農業振興の両面において改善がなされてきたところではありますが、台風の襲来や、近年の短時間強雨の発生頻度等が増加する中、依然として、特殊土壌地帯において大きな被害が発生しているなど、今なお対応すべき多くの課題に直面しており、引き続きこれらの事業を推進していく必要があります。

こうした観点から、本案は、本年三月三十一日をもって期限切れとなる現行法の有効期限を更に五年間延長しようとするものであります。

本案は、去る十五日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告 (令和四年三月三〇日)

○長谷川岳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、特殊土壌地帯における対策事業を引き続き実施するため、現行法の有効期限を令和八年度末まで五年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長平口洋君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。